

資 料
No. 3
都市整備部

平成 23 年 3 月 15 日

葛飾区民営自転車等駐車場整備の補助事業について

1 背景及び目的

本区の放置自転車対策は、自転車駐車場の整備、撤去を含む指導・誘導の実施、自転車利用のマナー向上のための放置自転車追放キャンペーンの3本の柱を掲げ対応してきた。これらの対策により、区内12駅周辺の1日当たりの放置自転車の合計台数は、平成19年度4,647台、20年度4,298台、21年度3,991台と減少した。

しかし、本区での主な放置自転車対策は、通勤通学者を対象に行っていることから、午後3時を過ぎると駅周辺においては買い物客による放置自転車が多くなり、歩行者などの通行や緊急車両の活動の妨げになっている。

一方、本区が整備した自転車駐車場は比較的定期利用の施設が多く、自転車利用者からは、一時利用ができる施設や原動機付自転車が止められる自転車等駐車場の整備が求められている。

しかしながら、これらの自転車問題を解決するために、本区が土地の取得や賃貸により必要な自転車等駐車場を整備することには限界がある。

そこで、民間による自転車等駐車場の整備に対する補助制度を創設し、駅周辺に不足している定期利用の自転車等駐車場とともに、要望の高い一時利用施設や原動機付自転車施設の整備促進を図ることにより、自転車の放置防止、交通の安全・円滑化及び区民の良好な生活環境の向上を図っていくものである。

2 補助対象者

- (1) 自転車及び原動機付自転車を収容する民営自転車等駐車場を設置し運営する土地所有者及び事業者
- (2) 本区条例で定めた付置義務施設や鉄道事業者が設置しまたは経営する施設などは除く

3 補助要件

(1) 新設の場合

自転車等駐車場の構造及び施設が利用者の安全を確保し、自転車等が有効に駐車でき、以下の要件を備えた自転車等駐車場であること。

- ① 鉄道駅から300m以内の地域にあること。
- ② 5年以上継続して運営されること。

- ③ 自転車 30 台以上収容できること。(原動機付自転車 1 台は、自転車 1.5 台として換算する。)ただし、原動機付自転車のみを収容することを目的としたものでないこと。
- ④ 増改築の場合は、既設の収容台数に 30 台以上増加すること。なお、過去に当該施設が補助金の交付を受けている場合は、3 年を経過していること。

(2) 既存施設の場合

過去に補助を受けていない又は補助金の交付を受けて 3 年以上経過した既存の民営自転車等駐車場で、短時間無料対応機器を導入する場合であること。

4 補助内容

予算の範囲内において自転車等駐車場の設置及び管理運営費の一部を補助する。

(1) 設置費補助

- ① 対象：建設費とする。(解体費、土地取得費を除く)ただし、複合用途(住宅や商業施設等と併設)の建物は、駐車場設置部分に限る。
- ② 補助金：イ 建設費実費(消費税は除く)又は区の標準建設費のいずれか低い額に 3 分の 1 を乗じた額
ロ 短時間無料に対応した設備費に要した実費(消費税は除く)又は区の標準設備費のいずれか低い額に 3 分の 1 を乗じた額
ハ イ、ロの合計額。ただし、限度額を 500 万円とする。

(2) 管理運営費補助

- ① 対象：イ 自転車等駐車場の新設及び既存施設の改修をした場合。
ロ 短時間無料対応機器を設置した場合。
- ② 補助金：イ 新設の場合は、自転車等駐車場敷地に係る固定資産税及び都市計画税相当額の 3 分の 1 とし、既存施設改修の場合は、短時間無料対応機器敷地面積に係る固定資産税及び都市計画税相当額の 3 分の 1 とする。
ロ 短時間無料対応機器 1 台に対する管理運営費相当額。ただし、限度額を年額 60 万円とする。

③ 期間：3 年間

(3) 補助金の返還

自転車等駐車場が補助要件に適合しなくなった場合は、補助金の全部及び一部を返還させることができるものとする。

5 今後の予定

平成 23 年度実施予定